

八幡平市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和5年5月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和5年7月13日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和5年 5月22日	花き研究開発センター	10:30 ~ 12:00	安代総合支所 打合室
	安代総合支所	13:15 ~ 16:30	
	田山支所		
	田山スキー場 防災ダム管理所		
5月23日	議会事務局	9:00 ~ 9:45	議会議事堂 理事者控室
	農業委員会事務局	10:00 ~ 10:45	
	上下水道課(一般会計)	11:00 ~ 11:45	
	会 計 課	13:00 ~ 13:45	
	西根総合支所 西根地区市民センター	14:15 ~ 16:15	西根地区市民センター 娯楽・高齢者休養室
	監査委員事務局	16:30 ~ 17:15	監査委員事務局内

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和4年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 花き研究開発センター

① 予算執行に係る関係課長等への合議について【指摘事項】

令和4年度の「英文契約書作成業務」について、随意契約の根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているので、八幡平市予算規則第12条の合議事項及び合議区分の規定により、総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるが、これを行っていない。なお、当該委託業務の契約額は50万円以下の297,000円であり、同施行令第167条の2第1項第1号も併せて適用となる。市の「随意契約ガイドライン」には、「第1号と他の号が併合する場合は、第1号を優先適用する」と記載されているので、今回の場合、第1号を適用していれば、総務課長等への合議は必要なくなるので、今後の事務執行に生かされたい。

② 委託業務見積開封復命書の書類の不備等について【注意事項】

ア 令和4年度の「りんどう親株増殖業務」について、見積開封復命書の予定価格の設計計算書中、「旅費交通費」の数量の欄には「26日」、備考欄には「17,000円×27日」と記載されている。正しくは「26日」であり、積算根拠として備考欄に記載されている日数が間違っている。また、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センターが市に提出している見積書に添付の「設計計算書」中、「旅費交通費」の金額欄には、千円未満を切り上げた数字が記載されており、数量と単価を乗じて得られる実際の金額と合致していない。

また、「培地準備」の欄には、数量と単価を乗じて得られる金額と違う金額が記載されているほか、「諸経費」欄には、金額が1円単位まで記載されているにもかかわらず、それらを合算した合計欄の金額は4,790,000円となっており、有効数字に統一性がなく、計算結果と合計額にも不整合が見られる。また、備考欄等には、このような金額の不一致等を説明する記述がない。さらに、業務予定期間の始期の日付が、市が実際に示した期間よりも1日遅い9月6日と間違っただけで記載されている。これらのことが、たとえ見積開封の執行そのものに影響はなかったとはいえ、見積額の積算資料として、このように多くの不整合や間違いがあるにもかかわらず、是正されることなく公文書として契約書類の中に綴られているのは問題である。市が当該見積書を受け取った時点で、相手側に対して是正を求め、再提出を受けた上で、適正な見積書を添付しておくべきであった。

イ 令和4年度の「英文契約書作成業務」について、見積開封復命書の見積調書中、「予定価格（税抜）」の欄に金額が記載されていない。担当者からは、「予定価格が50万円以下だったため省略した」との説明があったが、契約規則の解説には「第17条ただし書については、予定価格書の作成を省略できるものであり、予定価格を定めることを省略できるものではない。」とあるので、今後においては、この点を明確に理解した上で、担当者はもとより決裁権者を含めて決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(2) 安代総合支所・(3) 田山支所

① 現金残高が確認できる記録簿の訂正印処理について【注意事項】

令和4年度の各種税金や証明書発行の収入に関する現金等の管理・保管業務について、日々の業務終了後にレジ締めを行い、集計している記録簿を確認したところ、金種の枚数や金額を二重線で訂正している箇所が相当数見受けられたが、これらのすべての箇所に訂正印が押印されていない。当該記録簿は、公金を取り扱う窓口で日々作成する重要な現金取扱い書類なので、金額等を訂正した場合は、必ず訂正印を押印する必要がある。また、当該記録簿の「確認者」欄には、2名の押印がされているが、この「確認者」について後日確認したところ、安代総合支所においては、1名は当該記録簿を作成した担当者、別の1名は同じ系の職員、また、田山支所においては、担当者と上司である支所長とのことであった。今後においては、このダブルチェックを形骸化することなく、記録簿の中身を吟味するとともに、特に、担当者以外の「確認者」は、記録内容と併せて、訂正箇所に訂正印処理がなされたことの確認を徹底すること。

(4) 上下水道課

① 助成金交付申請書及び完了報告書の金額の訂正処理について【注意事項】

令和4年度の「八幡平市住宅水洗化リフォーム支援事業」について、助成金交付申請書や完了報告書にある「助成対象工事費」の金額に二重線が引かれ、金額が訂正されているものが見受けられたが、それぞれの訂正箇所には、申請者等本人の訂正印が押印されていない。市は、申請書の受付後に書類審査を行っているが、その際に、申請書に添付されている施行業者からの見積書に、補助対象経費以外の経費が含まれている場合は、当該金額を除外するなど、助成対象工事費の査定を行う中で、市の担当者が金額を訂正したものである。これらの補助対象経費の査定は、助成金の交付申請額に直接影響するものではないとの理由で、訂

正印処理をしなかったとのことであるが、当該申請書等は、市が正式に受付し、受理したものである以上公文書となるので、申請者本人の了解なしに、市が独自に申請内容を訂正することは適切ではない。公文書である以上、記載内容を訂正する場合は、その内容を事前に申請者に説明し、同意を得た上で、再提出又は訂正箇所を訂正印を押印していただくなど、適切に対応する必要がある。今後においては、訂正印処理等を適切に行うとともに、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。なお、当該案件については、事後処理ではあるが、担当課において、監査終了後直ちに、それぞれの申請者に説明を行い、了解を得た上で訂正印を押印いただいたとの報告を受けている。

(5) 西根総合支所

① 自治会活動費補助金交付申請の書類の不備について【注意事項】

令和4年度の八幡平市自治会活動費補助金について、当該支所管内の各自治会から市に提出されている交付申請書を見ると、補助申請額と添付されている収支予算書の補助金が不一致のもの、収支予算書の「収入の部」と「支出の部」の合計欄の金額が不一致のもの、補助申請額の根拠資料として添付を義務付けている収支予算書が当年度のものではなく、前年度のものとなっているなど、交付申請書類として不備なものが少なからず見受けられる。当総合支所では、令和4年4月に、令和3年度の自治会活動費補助金の精算及び令和4年度の同補助金の申請に必要な事務手続きに関する留意点を記載した「マニュアル」を作成して各自治会に通知しているが、それでもこのような間違いが出ているので、より一層の趣旨の徹底と改善指導を行うとともに、担当者はもとより、決裁権者を含めて、チェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。